

第3回広島市・海田町合併研究協議会

資 料

	頁
議題1 財産及び公の施設の取扱い(案)【協議番号第4号】・・・・・・・・・・	1
議題2 一般職職員の身分の取扱い(案)【協議番号第5号】・・・・・・・・・・	8
議題3 使用料、手数料、負担金等の取扱い(案)【協議番号第6号】・・・・	10
議題4 介護保険事業の取扱い(案)【協議番号第7号】・・・・・・・・・・	26
議題5 下水道事業の取扱い(案)【協議番号第8号】・・・・・・・・・・	30
議題6 広島市・海田町合併建設計画素案(序論・基本構想(案))・・・・	(別冊)

日時：平成14年(2002年)11月8日(金)

15:00～

場所：広島市議会議事堂4階 全員協議会室

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号 第4号

協議事項	財産及び公の施設の取扱い
------	--------------

1 財産

(1) 一般会計・特別会計

		現 況 比 較	
区 分		広 島 市	海 田 町
行政財産	土地	19,150,171 m ²	313,689 m ²
	建物	3,669,128 m ²	75,346 m ²
普通財産	土地	1,685,902 m ²	10,305 m ²
	建物	129,935 m ²	183 m ²
	山林	25,301,983 m ²	1,221,365 m ²
有価証券		15,048,401 千円	なし
出資による権利		20,063,508 千円	8,610 千円
債権		72,680,782 千円	124,021 千円
基金	財政調整基金	8,935,584 千円	1,442,019 千円
	土地開発基金	8,844,312 千円	285,752 千円
	公共施設等整備基金	なし	669,488 千円
	都市整備事業基金	2,398,155 千円	なし
	その他	34,277,598 千円	530,706 千円
	計	54,455,656 千円	2,927,965 千円
物品		4,423 点 (100万円以上の重要物品)	235 点 (50万円以上の重要物品)

(注) 基金については、千円未満の端数を処理したため、内訳の計と合計額が一致しない。

(2) 企業会計

ア 水道事業

		現 況 比 較	
区 分		広 島 市	海 田 町
有形固定資産	土地	13,763,549 千円	86,568 千円
	建物	11,710,708 千円	57,902 千円
	構築物	172,809,273 千円	2,111,519 千円
	その他	19,959,079 千円	304,402 千円
	計	218,242,609 千円	2,560,391 千円
投資	投資有価証券	200 千円	なし
	出資金	30,000 千円	なし
	長期貸付金	20,000 千円	なし
	計	50,200 千円	なし

イ 下水道事業

		現 況 比 較	
区	分	広 島 市	海 田 町
有形固定資産	土地	42,707,109 千円	地方公営企業法の適用外
	建物	23,669,641 千円	
	構築物	725,814,083 千円	
	その他	129,999,188 千円	
	計	922,190,021 千円	
投資	水洗便所改造資金貸付金	1,996,373 千円	地方公営企業法の適用外
	し尿浄化槽廃止資金貸付金	1,349,019 千円	
	排水設備改修資金貸付金	928 千円	
	出資金	50,375 千円	
	計	3,396,695 千円	

《起債残高》

		現 況 比 較	
区	分	広 島 市	海 田 町
一般会計		875,549,125 千円	9,292,828 千円
特別会計	住宅資金貸付	467,234 千円	-
	母子寡婦福祉資金貸付	2,868,893 千円	-
	市民球場	969,396 千円	-
	都市開発資金	13,215,417 千円	-
	中央卸売市場	13,811,497 千円	-
	農業集落排水	7,661,820 千円	-
	有料道路	267,481 千円	-
	開発	1,509,000 千円	-
	下水道	-	8,370,944 千円
	計	40,770,738 千円	8,370,944 千円
企業会計	下水道	547,649,010 千円	-
	水道	122,667,269 千円	1,141,017 千円
	病院	25,522,487 千円	-
	計	695,838,766 千円	1,141,017 千円
合 計		1,612,158,629 千円	18,804,789 千円

(注) 以上、平成 13 年度末現在高(見込み)

2 公の施設（内訳は資料のとおり。）

現 況 比 較		
区 分	広 島 市	海 田 町
福祉施設	239 施設	14 施設
保健衛生施設	44 施設	3 施設
経済振興施設	21 施設	4 施設
教育施設	241 施設	6 施設
文化施設等	108 施設	8 施設
スポーツ施設	59 施設	6 施設
その他施設	1,289 施設	27 施設
計	2,001 施設	68 施設
道路（国道、県道、市・町道）	路線数 14,055 延長 3,890.3km	路線数 310 延長 82.5km (路線数 6 延長 8.8km)

（注）1 平成 14 年 10 月 1 日現在（道路は、平成 14 年 4 月 1 日現在）

2 海田町の道路欄の（ ）は、広島県管理分の県道で外数である。

調整方針（案）	海田町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて広島市に引き継ぐ。 なお、公の施設の用途等については、現行の使用形態等を考慮しながら、引き続き調整を行う。
備 考	

海田町の公の施設

資料

施設分類	公の施設の名称等	内 訳	施設数
福祉施設	海田町立青少年センター		1
	海田町勤労青少年ホーム		1
	海田町老人福祉センター		1
	児童館	海田、海田東	2
	児童クラブハウス	海田南、海田西	2
	海田小学校クラブハウス		1
	老人集会所	海田、海田東	2
	保育所	つくも、畝、幸、西浜	4
		計	14
保健衛生施設	海田町保健センター		1
	公衆便所	駅北口、駅南口	2
		計	3
経済振興施設	レジャー農園	曙町、第一蟹原、第二蟹原、寺迫	4
教育施設	中学校	海田、海田西	2
	小学校	海田、海田東、海田西、海田南	4
		計	6
文化施設等	海田町真田会館		1
	海田町立図書館		1
	海田町視聴覚ライブラリー(海田公民館内)		1
	海田町ふるさと館		1
	海田町ひまわりプラザ		1
	海田町民センター		1
	公民館	海田、海田東	2
	計	8	
スポーツ施設	海田東体育館		1
	海田町営水泳プール		1
	海田勤労青少年体育館		1
	海田総合公園テニスコート		1
	海田総合公園野球場		1
	海田総合多目的広場		1
		計	6
その他施設	公営住宅等(住宅)	第一蟹原、第二蟹原、三迫、西浜	4
	公営住宅等(駐車場)	第二蟹原、三迫、西浜	3
	自転車等駐車場		1
	街区公園	一貫田公園ほか	18
	海田総合公園		1
	計	27	
合 計			68
道路(県道、町道)		路線数 310 延長 82.5km (路線数 6 延長 8.8km)	

(注)1 平成14年10月1日現在(道路は、平成14年4月1日現在)

(注)2 道路欄の()は、広島県管理分の県道で外数である。

広島市の公の施設

施設分類	公の施設の名称等	内 訳	施設数
福祉施設	勤労青少年ホーム	中央、安佐、佐伯	3
	隣保館	東、西	2
	広島市光風苑		1
	保育園	基町保育園ほか	87
	児童館	白島児童館ほか	98
	広島市鈴峰園		1
	広島市児童療育指導センター		1
	広島市児童療育指導センター分館	広島市北部療育センター	1
	広島市心身障害者福祉センター		1
	広島市身体障害者更生相談所		1
	広島市知的障害者更生相談所		1
	障害者デイサービスセンター	西部、北部、東部	3
	広島市皆賀園		1
	広島市佐伯明星園		1
	広島市救護院		1
	広島市喜生園		1
	地域福祉センター	南、西、安佐北、安芸	4
	福祉センター	温品、戸坂、中山、祇園、可部、瀬野、畑賀、阿戸、矢野、石内	10
	広島市女性福祉センター		1
	老人福祉センター	中央、東雲、南観音	3
	老人いこいの家	吉島、宇品、草津、佐東ほか	16
船越老人いこいの家鼓が浦荘		1	
	計		239
保健衛生施設	公衆便所	八丁堀、稲荷橋、新天地、横川橋、本川、駅前、大正橋	7
	火葬場	永安館、可部、五日市	3
	墓地及び納骨堂	高天原墓園ほか	27
	広島市健康づくりセンター		1
	広島市立看護専門学校		1
	社会保険広島市民病院		1
	広島市立安佐市民病院		1
	広島市立舟入病院		1
	広島市医師会運営・安芸市民病院		1
	精神保健福祉センター		1
		計	
経済振興施設	広島ユース・ホテル		1
	広島市工業技術センター		1
	広島市中小企業会館		1
	広島市中小企業会館分館	広島市産業振興センター	1
	農業集落排水処理施設	井原、三田、上三田、下三田、市川、小河内、阿戸	7
	広島市農業振興センター		1
	広島市農業振興センター分場	安佐	1
	広島市三田市民農園		1
	広島市水産振興センター		1
	広島市漁船巻揚施設		1
	広島市消費生活センター		1
	中央卸売市場	中央、東部、食肉	3
	広島市と畜場		1
	計		21

施設分類	公の施設の名称等	内 訳	施設数
教育施設	幼稚園	基町幼稚園ほか	27
	小学校	白島小学校ほか	136
	中学校	幟町中学校ほか	60
	高等学校	全日制7校、定時制2校	9
	養護学校		1
	広島市教育センター		1
	学校給食センター	可部、安佐、阿戸、五日市北、五日市中央、五日市南	6
	広島市立大学		1
	計		241
文化施設等	広島城		1
	広島市こども村		1
	広島国際会議場		1
	広島市留学生会館		1
	広島平和記念資料館		1
	広島市平和記念公園レストハウス		1
	広島市まちづくり市民交流プラザ		1
	区民文化センター	中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯	8
	広島市現代美術館		1
	広島市文化創造センター		1
	広島市深入山自然レクリエーションセンター		1
	広島市立中央図書館		1
	広島市立中央図書館分館	中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯、まんが	9
	広島市こども図書館		1
	公民館	中央公民館ほか	68
	広島市青少年センター		1
	広島市国際青年会館		1
	少年自然の家	似島臨海、三滝	2
	広島市こども文化科学館		1
	広島市江波山気象館		1
	広島市交通科学館		1
広島市女性教育センター		1	
広島市郷土資料館		1	
広島市グリーンスポーツセンター		1	
広島市映像文化ライブラリー		1	
計		108	
スポーツ施設	中央公園ファミリープール		1
	竜王公園野球場等		1
	草津公園野球場		1
	寺迫公園野球場等		1
	可部運動公園野球場等		1
	瀬野川公園野球場等		1
	佐伯運動公園テニスコート等		1
	広島広域公園陸上競技場等		1
	広島市民球場		1
	広島市総合屋内プール		1
	区スポーツセンター	中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯	8
	スポーツセンター分館	吉島屋内プール、東雲屋内プール、宇品体育館	3
	庭球場	中央、戸坂、南観音、沼田、上河内、下河内、新宮苑	7
	バレーボール場	中央	1
	運動広場	戸坂、南観音、祇園、沼田、上河内、下河内	6
	近隣運動広場	馬木、矢賀、長束、椎原、白木、落合、可部東、久地	8
	市営プール	八木、川内、緑井、原、祇園、山本、長束、白木、口田、可部、飯室、久地、椎原	13
	体育館	吉島、高陽、河内	3
計		59	

施設分類	公の施設の名称等	内 訳		施設数	
その他施設	広島市西新天地公共広場			1	
	広島市森林公園			1	
	街区公園			896	
	近隣公園	吉島公園ほか		43	
	地区公園	千田公園ほか		12	
	総合公園	平和記念公園ほか		7	
	運動公園	可部運動公園ほか		5	
	風致公園	東部河岸緑地ほか		8	
	歴史公園	縮景園		1	
	広域公園	広島広域公園ほか		2	
	都市緑地	天満東緑地ほか		39	
	緑道	西部周遊緑地ほか		8	
	広島市総合防災センター			1	
	市営駐車場	路外等8か所、路上15か所		23	
	広島駅南口地下広場			1	
	バスターミナル	中筋、大町、上安		3	
	港湾施設			1	
	公営住宅等(住宅)	基町アパートほか		145	
	公営住宅等(附設駐車場)	基町アパート附設駐車場ほか		44	
	公営住宅等(店舗)	基町店舗ほか		22	
	広島市植物公園等			1	
	広島市安佐動物公園			1	
	西部埋立第五公園駐車場			1	
自転車等駐車場			23		
	計		1,289		
	合 計		2,001		
道路	国 道 (指定区間外)	路線数	6	延長	40.5km
	県 道	路線数	45	延長	367.1km
	市 道	路線数	14,004	延長	3,482.7km
	合 計	路線数	14,055	延長	3,890.3km

(注) 平成14年10月1日現在(道路は、平成14年4月1日現在)

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号 第5号

協議事項 一般職職員の身分の取扱い

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
1 職員の定数	11,740人(平成14年4月1日現在)	1 職員の定数	274人(平成14年4月1日現在)
2 職員の実数	11,477人	2 職員の実数	246人
3 給料表等		3 給料表等	
行政職給料表	8級制	行政職給料表	7級制
消防職給料表	8級制	技能業務職給料表	4級制
教育職給料表(1)	4級制		
教育職給料表(2)	4級制		
教育職給料表(3)	3級制		
医療職給料表(1)	4級制		
医療職給料表(2)	6級制		
医療職給料表(3)	6級制		
技能業務職給料表	3級制		
[行政職級別標準職務表]		[行政職級別標準職務表]	
区分	標準職務	区分	標準職務
1級	主事、技師	1級	主事、技師
2級	主事、技師	2級	主事、技師
3級	主任的主事・技師	3級	主任主事、主任技師
4級	係長、主任、主査、主任技師	4級	主任
5級	課長補佐、主幹、専門員	5級	課長補佐、係長、主査
6級	課長	6級	課長、室長、主幹
7級	局次長、部長、参事	7級	部長、参事
8級	局長、区長、理事		

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
4 諸手当 管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当		4 諸手当 管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当	

調整方針（案）	<p>(1) 海田町の定数内の職員は、すべて広島市の職員として引き継ぐ。</p> <p>(2) 職員の給与、任用、配置その他の身分取扱いについては、広島市の職員との均衡を失しないよう公正に取り扱う。</p> <p>(3) 合併に伴い退職する旧海田町の職員の退職手当については、優遇措置を講ずる。</p> <p>(4) 前各号の取扱いについての細目は、広島市及び海田町の長が別に協議して定める。</p>
---------	--

備 考	
-----	--

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号 第6号

協議事項 使用料、手数料、負担金等の取扱い

現 況 比 較

区 分	広島市	海田町	備 考
使 用 料	73件	25件	資料1のとおり。
手 数 料	38件	14件	資料2のとおり。
負 担 金 等	9件	5件	資料3のとおり。
計	120件	44件	

調整方針(案)

使用料、手数料、負担金等については、原則として広島市の制度に統一する。
 なお、公の施設の使用料については、用途や利用実態等を考慮しながら、引き続き調整を行う。

備 考

使用料一覧表

1 海田町(25件)

備考欄は、広島市にある同様の使用料

名 称	内 容	備 考		
行政財産の使用料	【行政財産の使用料に関する条例第2条】 一時的に土地を使用する場合 ・1日のうち時間を単位として使用する場合 ・1日以上7日未満で使用する場合	【広島市財産条例第2条】 体育・文化行事等のため一時的に土地を使用する場合 ・1日のうち時間を単位として使用する場合 ・使用する期間が1日以上の場合	44円/100㎡・時間 660円/100㎡・日 53円/100㎡・時間 795円/100㎡・日	
勤労青少年ホーム使用料	【海田町勤労青少年ホーム条例第7条】 原則 勤労青少年のための事業以外に使用する場合 ・集会室 ・講習室	無料 (1時間までごとに) 500円 1室につき 380円	【広島市勤労青少年ホーム条例第7条】 原則 勤労青少年のための事業以外に使用する場合 ・ホール ・講習室・集会室・和室、音楽室 ・体育室(小人) ・体育室(大人)	無料 (3時間まで) 5,960円 1,190円 2,170円～5,090円 3,300円～7,860円
町民センター使用料	【海田町民センター設置及び管理条例第8条】 ・第一集会室 ・第二集会室	(1時間までごとに) 1,130円 500円 商業活動のために使用する場合は倍額		
公営プール使用料	【海田町営水泳プール設置及び管理運営条例第6条】 個人使用の場合 ・普通券(小学校児童以下の者、中学生生徒、左の者のほか15歳以上の者) ・回数券(小学校児童以下の者、中学生生徒、左の者のほか15歳以上の者) ・団体券(50人未満、50人以上) 専用使用の場合 ・月曜日～金曜日 ・土曜日、日曜日、祝日 ・公開期間以外の日	(30円、40円、60円) (300円、410円、610円) (所定料金の2割引の額、所定料金の3割引の額) (1時間までごとに) 2,470円 3,090円 1,850円	【広島市市営プール条例】 八木プールほか12か所 【広島市スポーツセンター条例第8条】 個人使用の場合 ・小人 ・大人 専用使用の場合 ・小人 ・大人 【広島市総合屋内プール条例第7条】 個人使用の場合 ・小人 ・大人 専用使用の場合(50mプール) アマチュアスポーツに使用 ・小人 ・大人 その他の目的に使用 ・小人 ・大人	使用料に関する定めなし。 220円/人・回 430円/人・回 (1時間までごとに) 4,840円 8,750円 230円/人・回 470円/人・回 (1時間までごとに) 6,850円 13,710円 39,190円 78,390円

名 称	内 容	備 考
真田会館使用料	<p>【海田町真田会館設置及び管理条例第5条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会室 ・講座室 <p>(1時間までごとに) 500円 500円</p>	
体育館使用料	<p>【海田町立体育館条例第7条】</p> <p>海田東体育館</p> <p>(1時間までごとに) 860円</p>	<p>【広島市体育館条例第7条】</p> <p>体育室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小人 ・大人 <p>(1時間までごとに) 720円 1,100円</p>
海田勤労青少年体育館使用料	<p>【海田勤労青少年体育館条例第8条】</p> <p>海田勤労青少年体育館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人(9時～13時) ・個人(13時～17時) ・個人(17時～21時30分) ・団体(1時間までごとに) <p>100円 100円 100円 970円</p>	<p>【広島市スポーツセンター条例第8条】</p> <p>個人使用の場合</p> <p>体育室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小人 ・大人 <p>150円/人・回 230円/人・回</p> <p>専用使用の場合</p> <p>体育室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小人 ・大人 <p>(1時間までごとに) 1,130円～3,390円 1,740円～5,240円</p>
老人福祉センター使用料	<p>【海田町老人福祉センター設置条例第9条】</p> <p>原則</p> <p>町長が適用と認める者が使用する 場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会室 ・運動室 ・図書室 ・教養娯楽研修室 <p>無料</p> <p>(1時間までごとに) 500円 660円 380円 380円</p>	<p>【広島市老人福祉センター条例第7条】</p> <p>原則</p> <p>本来目的以外に使用する 場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大集会室 ・集会室、談話室、教養娯楽室、休養娯楽室 <p>無料</p> <p>(3時間まで) 3,570円 1,190円/室</p>
老人集会所使用料	<p>【海田町老人集会所設置条例第5条】</p> <p>原則</p> <p>老人のための事業以外に使用する 場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (海田老人集会所) <ul style="list-style-type: none"> ・和室 (海田東老人集会所) <ul style="list-style-type: none"> ・娯楽室 <p>無料</p> <p>(1時間までごとに) 500円 500円</p>	

名 称	内 容		備 考	
児童館使用料	〔海田町児童館設置条例第7条〕 原則 町長が適当と認める者が使用する 場合 (海田児童館) ・集会室 ・学習室 ・遊戯室 (海田東児童館) ・映写室 ・遊戯室	無料 (1時間までごとに) 500円 380円 500円 380円 660円	〔広島市児童館設置条例〕	使用料に関する定めなし。
保健センター使用料	〔海田町保健センター設置及び管理条例第9条〕 原則 本来目的以外に使用する 場合 ・健康増進室 ・保健指導室 ・研修室	無料 (1時間までごとに) 500円 500円 380円/室		
レジャー農園入園料	〔海田町民レジャー農園設置及び管理条例第5条〕 ・曙町レジャー農園 ・第一蟹原レジャー農園 ・第二蟹原レジャー農園 ・寺迫レジャー農園	3,000円/区画・年		
有料公園等使用料	〔海田町公園条例第10条〕 海田総合公園 ・テニスコート 小人 大人 ・野球場(本球場) ・野球場(補助球場) ・多目的広場 ・管理棟会議室	(1時間までごとに) 210円/面 420円/面 840円 210円 840円 380円	〔広島市公園条例第10条〕 瀬野川公園等 ・テニスコート 小人 大人 ・野球場 小人 大人	(1時間までごとに) 260円/面 440円/面 460円 790円
公営住宅等使用料	〔海田町営住宅設置及び管理条例第16条、第58条〕 ・町営住宅の家賃 市町村立地係数 = 0.9 利便性係数 = 0.7 ~ 1.0で海田町が定める。 その他の係数の定め方は広島市、海田町ともに同じ。 ・駐車場の使用料	家賃 = (家賃算定基礎額) × (市町村立地係数) × (規模係数) × (経過年数係数) × (利便性係数) 4,000円、5,000円	〔広島市市営住宅等条例第14条、第58条〕 ・市営住宅の家賃 市町村立地係数 = 1.1 利便性係数 = 0.7 ~ 1.0で広島市が定める。 その他の係数の定め方は広島市、海田町ともに同じ。 ・附設駐車場使用料	家賃 = (家賃算定基礎額) × (市町村立地係数) × (規模係数) × (経過年数係数) × (利便性係数) 安芸区(市街化区域)は、4,200円(平面・普通区画)

名 称	内 容		備 考	
道路占用料	【海田町道路占用料に関する条例第1条】 第一種電柱	1,000円/本・年 (市の2級地に相当)	【広島市道路占用料徴収条例第3条】 第1種電柱 ・1級地(中区、東区(除外地域あり)、南区、西区) ・2級地(安佐南区(除外地域あり)、安芸区(除外地域あり)、佐伯区) ・3級地(1級地及び2級地以外の区域)	2,200円/本・年 1,000円/本・年 770円/本・年
自転車等駐車料金	【海田町自転車等駐車場条例第5条】 自転車 ・登録利用 ・一時利用 原動機付自転車・自動二輪車 ・登録利用 ・一時利用	700円/1月 2,100円/3月 3,500円/6月 6,500円/12月 100円/日・回 1,400円/1月 4,200円/3月 7,500円/6月 14,000円/12月 200円/日・回	【広島市自転車等駐車場条例第6条】 自転車 ・登録利用 ・一時利用 原動機付自転車・大型自動二輪車・普通自動二輪車 ・登録利用 ・一時利用	1,000円/月 100円/日・回 2,000円/月 200円/日・回
下水道使用料	その他の事務事業(下水道事業)の取扱いにおいて協議			
水道料金	その他の事務事業(水道事業)の取扱いにおいて協議			
公民館使用料	【海田町公民館条例第11条】 ・大ホール ・視聴覚室、実習室、和室 ・大会議室 ・会議室、講座室	(1時間までごとに) 860円 500円 660円 380円 (一部500円)	【広島市公民館条例第6条】 ・ホール ・大集会室 ・研修室、会議室、実習室、和室 ・ホール ・大集会室 ・研修室、会議室、実習室、和室	(3時間まで) 5,960円～11,930円 3,570円 1,190円 (超過使用料 1時間までごとに) 1,980円～3,970円 1,190円 390円

名 称	内 容	備 考		
青少年センター 使用料	〔海田町立青少年センター条例第7条〕 原則 地域の会合、PTAの会合等の目的 でホールを使用する場合	〔広島市青少年センター条例第7条〕 青年の家 原則 青少年のための事業以外に使用 する場合 青少年会館のホール 青少年を対象とする事業に使用す る場合 青少年のための事業以外に使用 する場合	無料 (3時間まで) 1,190円～3,570円 (時間帯、曜日等に 応じて) 3,630円～24,340円 18,650円～122,230 円	
ふるさと館入館 料、研修室使用 料	〔海田町ふるさと館設置及び管理条例 第6条〕 ・入館料 ・研修室	無料。ただし、特別 な展示資料を観覧す る場合は1人1回 1,000円以内で町長 が定める額 660円/時間	〔広島市郷土資料館条例第5条〕 ・入館料 個人で入館する場合 ・小人 ・大人 30人以上の団体で入館する場合 ・小人 ・大人	50円/回 100円/回 30円/人・回 80円/人・回
ひまわりプラザ 使用料	〔海田町ひまわりプラザ設置及び管理 条例第8条〕 ・学習室 ・カルチャールーム ・和室 ・スタジオ ・ひまわりホール	(1時間までごとに) 380円 660円 500円 500円 1,130円		
児童クラブハウ ス使用料	〔海田町児童クラブハウス設置及び管 理条例第6条〕 原則(小学校に就学している3年生 以下の児童が使用する場合) 町長が特に必要があると認めて許 可した場合 ・海田西児童クラブハウス ・海田南児童クラブハウス	無料 500円/時間 660円/時間		
図書館使用料	〔海田町立図書館条例第6条〕 ・地域の会合、PTAの会合等の目的 で学習情報室を使用する場合	(1時間までごとに) 380円	〔広島市立中央図書館条例〕 〔広島市こども図書館条例〕	使用料に関する定め なし。

名 称	内 容		備 考	
学校運動場使用料	[海田町立学校運動場管理運営条例第6条]		[広島市立学校体育施設開放事業実施要綱]	
	屋外運動場(庭球場を含む。) ・使用料 ・照明施設	(1時間までごとに) 210円～420円 250円～1,000円	広島市立小学校・中学校・高等学校の体育施設(屋外運動場、屋内運動場、武道場)の使用料	無料。ただし、照明設備の電気料金は使用者が負担(プリペイドカード方式)
	屋内運動場(武道場を含む。)	(1時間までごとに) 540円～1,190円		
	海田小学校クラブハウス	(1時間までごとに) 500円		
計25件				

2 広島市(73件)

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
行政財産の使用料	[広島市財産条例第2条]	
勤労青少年ホーム使用料	[広島市勤労青少年ホーム条例第7条]	
レクリエーションセンター使用料	[広島市深入山自然レクリエーションセンター条例第5条]	
消費生活センター使用料	[広島市消費生活センター条例第7条]	
まちづくり市民交流プラザ使用料	[広島市まちづくり市民交流プラザ条例第7条]	
区民文化センター使用料	[広島市区民文化センター条例第6条]	
現代美術館観覧料等	[広島市現代美術館条例第7条、第8条]	
文化創造センター使用料	[広島市文化創造センター条例第7条]	
総合屋内プール使用料	[広島市総合屋内プール条例第7条]	
スポーツセンター使用料	[広島市スポーツセンター条例第8条]	
運動広場使用料	[広島市運動場条例第6条]	
体育館使用料	[広島市体育館条例第7条]	
市民球場使用料	[広島市民球場条例第9条]	
国際会議場使用料	[広島国際会議場条例第6条]	
留学生会館使用料	[広島市留学生会館条例第9条]	
平和記念資料館観覧料使用料	[広島平和記念資料館条例第5条、第9条]	
隣保館使用料	[広島市隣保館条例第5条]	
地域福祉センター使用料	[広島市地域福祉センター条例第7条]	
福祉センター使用料	[広島市福祉センター条例第7条]	
老人いこいの家使用料	[広島市老人いこいの家条例第6条] [広島市船越老人いこいの家鼓が浦荘条例第6条]	
老人福祉センター使用料	[広島市老人福祉センター条例第7条]	
心身障害者福祉センター使用料	[広島市心身障害者福祉センター条例第9条]	
障害者デイサービスセンター使用料	[広島市障害者デイサービスセンター条例第9条]	
精神保健福祉センター使用料	[広島市精神保健福祉センター条例第7条]	
女性福祉センター使用料	[広島市女性福祉センター条例第7条]	
寡婦寮使用料	[広島市寡婦寮条例第7条]	
くりが丘保育園の保育料	[広島市保育園条例第9条]	
療育相談所・療育相談室使用料	[広島市児童療育指導センター条例第29条]	

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
保健センター使用料	[広島市保健センター使用料及び手数料条例]	
健康管理・増進センター使用料 健康科学館観覧料	[広島市健康づくりセンター条例第6条]	
安芸市民病院使用料	[広島市安芸市民病院事業使用料及び手数料条例]	
火葬場使用料	[広島市火葬場条例第5条]	
墓地及び納骨堂使用料	[広島市墓地及び納骨堂条例第11条]	
看護専門学校授業料(全日制・定時制)	[広島市立看護専門学校条例第4条]	
舟入病院使用料	[広島市舟入病院事業使用料及び手数料条例]	
中小企業会館使用料	[広島市中小企業会館条例第8条]	
西新天地公共広場使用料	[広島市西新天地公共広場条例第7条]	
工業技術センター使用料	[広島市工業技術センター条例第7条]	
中央市場使用料 東部市場使用料 食肉市場使用料	[広島市中央卸売市場業務条例第71条]	
と畜場使用料	[広島市と畜場条例第4条]	
競輪場入場料	[広島市競輪条例第3条]	
広島城観覧料 望遠鏡使用料	[広島城条例第4条～第6条]	
ユース・ホステル使用料	[広島ユース・ホステル条例第11条]	
農業集落排水処理施設使用料	[広島市農業集落排水処理施設条例第13条]	
こども村使用料	[広島市こども村条例第5条]	
森林公園使用料(昆虫館入館料、モノレール使用料、 駐車料金等)	[広島市森林公園条例第6条、第9条～第11条]	
漁船巻揚施設使用料	[広島市漁船巻揚施設条例第5条]	
有料公園等使用料	[広島市公園条例第10条]	
安佐動物公園使用料(入園料、売店等使用料、駐車 料金)	[広島市安佐動物公園条例第3条、第8条、第9条]	
市営住宅等使用料(市営住宅、附設駐車場、市営店 舗)	[広島市市営住宅等条例第17条、46条、54条、第61条]	
広島駅南口地下広場使用料	[広島駅南口地下広場条例第8条]	
市営さん橋等港湾施設使用料	[広島市港湾施設条例第4条]	
道路占用料	[広島市道路占用料徴収条例第3条]	
有料道路通行料金	[広島市有料道路通行料金条例第3条]	
駐車場料金	[広島市市営駐車場条例第3条]	
道路附属物駐車場料金	[広島市道路附属物駐車場駐車料金徴収条例第4条]	

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
自転車等駐車場料金	[広島市自転車等駐車場条例第6条]	
下水道使用料	その他の事務事業(下水道事業)の取扱いにおいて協議	
市立大学入学料、授業料、学生寮使用料	[広島市立大学条例第11条、第12条、第15条]	
水道料金	その他の事務事業(水道事業)の取扱いにおいて協議	
市民病院使用料	[広島市病院事業使用料及び手数料条例]	
高等学校・幼稚園の授業料、入学料、高等学校(定時制)の聴講料	[広島市立学校条例第3条、第3条の2、第4条の2]	
公民館使用料	[広島市公民館条例第6条]	
郷土資料館入館料	[広島市郷土資料館条例第5条]	
青少年センター使用料	[広島市青少年センター条例第7条]	
国際青年会館使用料	[広島市国際青年会館条例第7条]	
少年自然の家使用料	[広島市少年自然の家条例第7条]	
プラネタリウム観覧料	[広島市こども文化科学館条例第4条]	
江波山気象館入館料	[広島市江波山気象館条例第5条]	
交通科学館観覧料、使用料	[広島市交通科学館条例第5条、第6条]	
女性教育センター使用料	[広島市女性教育センター条例第8条]	
映像文化ライブラリー設備使用料、映画鑑賞料	[広島市映像文化ライブラリー条例第5条]	
グリーンスポーツセンター使用料	[広島市グリーンスポーツセンター条例第7条]	
計73件		

手数料一覧表

資料2

1 海田町(14件)

* 備考欄は、広島市にある同様の手数料

名称	内容	備考
税関係手数料	<p>【海田町手数料条例】 【海田町税条例第91条の3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税関係各種証明手数料 300円/件 ・住宅用家屋証明 1,300円/件 ・商品である原動機付自転車標識の交付 (2個以内/業者 有効期間1年度) 500円/個 	<p>【広島市証明等手数料条例】 【広島市都市計画関係手数料条例】 【広島市市税条例第91条の3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税関係各種証明手数料 350円/件 (2枚目からは100円/枚) ・住宅用家屋証明 1,300円/件 ・商品である原動機付自転車標識の交付 (5個以内/業者 有効期間3年度) 500円/個 (使用期間10日以内の臨時交付 50円/個)
戸籍、住民票等関係手数料	<p>【海田町手数料条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除籍、原戸籍謄本・抄本 750円/件 ・戸籍謄本・抄本、除籍、原戸籍記載事項証明 450円/件 ・戸籍記載事項証明及び戸籍に記載のない証明、戸籍届出書の記載事項の証明、戸籍届書受理証明書、戸籍届書、その他の書類の閲覧 350円/件 ・戸籍届書受理証明書(上質紙) 1,400円/件 ・戸籍届書不受理証明 無料 ・住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する証明書、本籍、住所又は居所に関する証明書、身分証明書、火葬許可証を発行したことの証明書、外国人登録に関する証明書、印鑑証明書、住民基本台帳の閲覧 300円/件 	<p>【広島市証明等手数料条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除籍、原戸籍謄本・抄本 750円/件 ・戸籍謄本・抄本、除籍、原戸籍記載事項証明 450円/件 ・戸籍記載事項証明及び戸籍に記載のない証明、戸籍届出書の記載事項の証明、戸籍届書受理証明書、戸籍届書、その他の書類の閲覧 350円/件 ・戸籍届書受理証明書(上質紙) 1,400円/件 ・戸籍届書不受理証明 無料 ・住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する証明書、本籍、住所又は居所に関する証明書、身分証明書、火葬許可証を発行したことの証明書、外国人登録に関する証明書、印鑑証明書、住民基本台帳の閲覧 300円/件
衛生関係手数料	<p>【海田町手数料条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録手数料 3,000円/頭 ・狂犬病予防注射済票交付手数料 550円/件 ・犬の鑑札の再交付手数料 1,600円/件 ・狂犬病予防注射済票再交付手数料 340円/件 <p>【広島県手数料条例】ほか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店営業許可申請手数料 16,000円/件 ・温泉利用許可申請手数料 35,000円/件 ・旅館業許可申請手数料 22,000円/件 ・興行場営業許可申請手数料 22,000円/件 ・浴場業許可申請手数料 22,000円/件 ・衛生検査所登録申請手数料 80,000円/件 ・医薬品販売業許可申請手数料 29,000円/件 	<p>【広島市衛生関係手数料条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録手数料 3,000円/頭 ・狂犬病予防注射済票交付手数料 620円/件 ・犬の鑑札の再交付手数料 1,600円/件 ・狂犬病予防注射済票再交付手数料 430円/件 <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店営業許可申請手数料 16,000円/件 ・温泉利用許可申請手数料 35,000円/件 ・旅館業許可申請手数料 22,000円/件 ・興行場営業許可申請手数料 22,000円/件 ・浴場業許可申請手数料 22,000円/件 ・衛生検査所登録申請手数料 80,000円/件 ・医薬品販売業許可申請手数料 29,000円/件
化製場設置許可等申請手数料	<p>【海田町手数料条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料 16,000円 ・化製場設置許可申請手数料 25,000円 ・動物の飼養又は収容の許可申請手数料 7,800円 	<p>【広島市化製場等に関する条例第3条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料 16,000円 ・化製場設置許可申請手数料 25,000円 ・動物の飼養又は収容の許可申請手数料 7,800円

名 称	内 容		備 考	
一般廃棄物処理手数料、一般廃棄物収集運搬業許可等申請手数料、浄化槽保守点検業者登録等手数料	その他事務事業(ごみ、し尿処理)の取扱いにおいて協議			
農林水産関係手数料	【海田町手数料条例】 ・鳥獣飼養許可証の交付手数料、更新手数料、再交付手数料 〔 【広島県家畜人工授精料等徴収条例】 〕	3,400円/件 7,620円～ 9,350円	【広島市農林水産関係手数料条例】 ・鳥獣飼養許可証の交付手数料、更新手数料、再交付手数料 ・家畜人工授精料	3,400円/件 2,100円(第1回) 1,050円(第2回～)
屋外広告物許可申請等手数料	【海田町手数料条例】 ・屋外広告物許可申請手数料 〔 【広島県屋外広告物条例第21条の6】 ・屋外広告物講習手数料 〕	350円/個～ 26,560円/個 5,230円	【広島市屋外広告物条例第22条】 ・屋外広告物許可申請手数料 ・屋外広告物講習手数料	350円/個～ 26,560円/個 5,230円
都市計画関係手数料	【海田町手数料条例】 ・優良住宅新築確認申請手数料 〔 【広島県手数料条例】 ・建築確認申請手数料 ・建築検査申請手数料 〕 【海田町手数料条例】 ・優良宅地造成認定申請手数料 〔 【広島県手数料条例】 ・開発行為許可申請手数料 ・宅地造成工事許可申請手数料 〕	6,200円～ 43,000円 5,000円～ 460,000円 9,000円～ 370,000円 86,000円 8,900円～ 900,000円 12,000円～ 430,000円	【広島市都市計画関係手数料条例】 ・優良住宅新築認定申請手数料 ・建築確認申請手数料 ・建築検査申請手数料 ・優良宅地造成認定申請手数料 ・開発行為許可申請手数料 ・宅地造成工事許可申請手数料	6,200円～ 45,000円 5,000円～ 460,000円 9,000円～ 370,000円 89,000円 8,900円～ 900,000円 12,000円～ 430,000円
放置自転車の撤去、保管手数料	【海田町自転車等の放置防止に関する条例第11条】 ・自転車 ・原動機付自転車 ・自動二輪車	1,500円 2,000円 2,500円	【広島市自転車等の放置の防止に関する条例第13条】 ・自転車 ・原動機付自転車 ・自動二輪車	2,100円 4,200円 5,250円
排水設備指定工事店登録等手数料	【海田町下水道条例第24条】 ・指定工事店の指定 ・指定の更新	15,000円/件 4,000円/件	【広島市下水道条例第29条の2】 ・指定工事店の指定 ・指定の更新	15,000円/件 4,000円/件

名 称	内 容		備 考	
消防関係手数料	【広島県手数料条例】 ・火薬類譲渡許可申請手数料 ・火薬類譲受許可申請手数料 ・煙火消費許可申請手数料 【海田町手数料条例】 ・り災証明手数料(震災・風水害等)	1,200円/件 2,400円～ 3,500円/件 7,900円/件 300円/件	【広島市消防関係手数料条例】 ・火薬類譲渡許可申請手数料 ・火薬類譲受許可申請手数料 ・煙火消費許可申請手数料 【広島市証明等手数料条例】 ・り災証明手数料(震災・風水害等)	1,200円/件 2,400円～ 3,500円/件 7,900円/件 350円/件
設計審査手数料、工事検査手数料	その他の事務事業(水道事業)の取扱いにおいて協議			
指定給水装置工事事業者指定等手数料	【海田町給水条例第32条】	10,000円/件	【広島市水道給水条例第41条】	10,000円/件
農業委員会各種手数料	【海田町手数料条例】 ・農地の現況に関する証明	300円/件	【広島市証明等手数料条例】 ・非農地証明 ・農地法第3条の許可証明(農委区域内) ・農地法第4条・第5条の受理証明(市街化区域に係る農地転用(S55.10.1以降)) ・耕作証明	600円/枚 2枚目から100円増 350円 350円 600円
計14件				

2 広島市(38件)

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
公文書の開示請求に係る写しの交付手数料	[広島市情報公開条例第15条]	
個人情報の開示請求に係る写しの交付手数料	[広島市個人情報保護条例第25条]	
公文書等の複写に係る手数料	[広島市公文書館条例第7条]	
税関係手数料	[広島市証明等手数料条例] [広島市都市計画関係手数料条例] [広島市市税条例]	
戸籍、住民票等関係手数料	[広島市証明等手数料条例]	
被爆者援護法第33条第1項に規定する遺族の戸籍証明手数料	[戸籍の無料証明に関する条例]	
衛生関係手数料	[広島市衛生関係手数料条例]	
精神保健福祉センター手数料	[広島市精神保健福祉センター条例第7条]	
療育相談所・療育相談室の手数料	[広島市児童療育指導センター条例第29条]	
安芸市民病院手数料	[広島市安芸市民病院事業使用料及び手数料条例]	
保健センター手数料	[広島市保健センター使用料及び手数料条例]	
衛生研究所試験検査手数料	[広島市衛生研究所条例第5条]	
看護専門学校学力検査料(全日制・定時制)	[広島市立看護専門学校条例第3条]	
舟入病院手数料	[広島市舟入病院事業使用料及び手数料条例]	
化製場設置許可等申請手数料	[広島市化製場等に関する条例第3条]	
フロン類回収業者等登録手数料	[広島市フロン類回収業者等登録手数料条例]	
一般廃棄物処理手数料、一般廃棄物収集運搬業許可等申請手数料、浄化槽保守点検業者登録等手数料	その他事務事業(ごみ、し尿処理)の取扱いにおいて協議	
工業技術センター手数料	[広島市工業技術センター条例第8条]	
計量関係手数料	[広島市計量手数料条例]	
農林水産関係手数料	[広島市農林水産関係手数料条例]	
地区計画内建築制限条例に基づく特例許可申請手数料	[広島圏都市計画地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第13条]	
屋外広告物許可申請等手数料	[広島市屋外広告物条例第22条]	
都市計画関係手数料	[広島市都市計画関係手数料条例]	
特殊車両通行許可申請手数料	[広島市特殊車両通行許可申請手数料条例]	
放置自転車の撤去、保管手数料	[広島市自転車等の放置の防止に関する条例第13条]	
排水設備指定工事店登録等手数料	[広島市下水道条例第29条の2]	
市立大学入学検定料	[広島市立大学条例第10条]	
消防関係手数料	[広島市消防関係手数料条例] [広島市証明等手数料条例]	
設計審査手数料、工事検査手数料	その他の事務事業(水道事業)の取扱いにおいて協議	
指定給水装置工事事業者指定等手数料	[広島市水道給水条例第41条]	
市民病院手数料	[広島市病院事業使用料及び手数料条例第2条]	
高等学校入学者選抜料	[広島市立学校条例第4条]	
気象資料の複写交付手数料	[広島市江波山気象館条例第6条]	

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
郷土資料館手数料	[広島市郷土資料館条例第6条]	
乗り物資料の複写交付手数料	[広島市交通科学館条例第7条]	
中央図書館資料複写手数料	[広島市立図書館条例第5条]	
こども図書館資料複写手数料	[広島市こども図書館条例第5条]	
農業委員会各種手数料	[広島市証明等手数料条例]	
計38件		

負担金等一覧表

資料3

1 海田町(5件)

備考欄は、広島市にある同様の負担金等

名 称	内 容	備 考
老人ホーム入所費用	【老人福祉法第28条】 【老人福祉法による費用の徴収に関する規則第2条】 ・被措置者 ・扶養義務者 0円～81,100円/月 0円～191,200円/月	【老人福祉法第28条】 【広島市老人ホーム入所措置等に関する規則第7条】 ・被措置者 ・扶養義務者 0円～81,100円/月 0円～191,200円/月
身体障害者更生児援護施設入所措置費用	【身体障害者福祉法第38条】 【身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則第2条】 ・被措置者 ・扶養義務者 0円～81,100円/月 0円～191,200円/月	【身体障害者福祉法第38条】 【広島市身体障害者更生援護施設入所措置等に関する規則第3条】 ・被措置者 ・扶養義務者 0円～81,100円/月 0円～191,200円/月
保育料	その他の事務事業(保健・福祉事業)の取扱いにおいて協議	
下水道事業受益者負担金	その他の事務事業(下水道事業)の取扱いにおいて協議	
水道施設整備納付金	その他の事務事業(水道事業)の取扱いにおいて協議	
計5件		

2 広島市(9件)

名 称	根 拠 法 令 等	備 考
救護院入所費用	【広島市救護院条例第4条】	
喜生園入所費用	【老人福祉法第28条】 【広島市喜生園条例第4条】	
老人ホーム入所費用	【老人福祉法第28条】 【広島市老人ホーム入所措置等に関する規則第7条】	
知的障害者援護施設入所措置費用	【知的障害者福祉法第27条】 【広島市知的障害者援護施設入所措置等に関する規則第4条】	
身体障害者更生援護施設入所措置費用	【身体障害者福祉法第38条】 【広島市身体障害者更生援護施設入所措置等に関する規則第3条】	
児童福祉施設入所措置費用	【児童福祉法第56条】 【広島市児童福祉施設入所措置等に関する規則第5条】	
保育料	その他の事務事業(保健・福祉事業)の取扱いにおいて協議	
下水道事業受益者負担金	その他の事務事業(下水道事業)の取扱いにおいて協議	
水道施設整備納付金	その他の事務事業(水道事業)の取扱いにおいて協議	
計9件		

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号 第7号

協議事項	介護保険事業の取扱い
------	------------

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
1 高齢者数等の状況（平成 14 年 3 月末現在）		1 高齢者数等の状況（平成 14 年 3 月末現在）	
(1) 高齢者数	169,459 人	(1) 高齢者数	3,995 人
(2) 高齢化率	15.0%	(2) 高齢化率	13.1%
(3) 要介護認定者数	25,149 人	(3) 要介護認定者数	532 人
(4) 出現率	14.8%	(4) 出現率	13.3%
2 第 1 号被保険者保険料（65 歳以上）		2 第 1 号被保険者保険料（65 歳以上）	
平成 14 年度基準額（月額）	3,004 円	平成 14 年度基準額（月額）	3,341 円
次期介護保険事業計画に基づく第 1 号被保険者保険料の見込み		次期介護保険事業計画に基づく第 1 号被保険者保険料の見込み	
平成 15 年度基準額（月額）	約 3,900 円	平成 15 年度基準額（月額）	約 3,800 円
3 普通徴収の方法によって徴収する第 1 号被保険者保険料の納期		3 普通徴収の方法によって徴収する第 1 号被保険者保険料の納期	
4 月～3 月（12 期）		7 月～2 月（8 期）	

調整方針（案）	<p>(1) 第 1 号被保険者保険料については、合併後に改めて算定した保険料率に統一する。</p> <p>(2) 普通徴収の方法によって徴収する第 1 号被保険者保険料の納期については、広島市の制度に統一する。</p> <p>(3) その他各種事務の取扱いについては、広島市の制度に統一する。</p>
---------	---

備 考	次期介護保険事業計画の計画期間：平成 15 年度～平成 19 年度 （5 年を一期とし、3 年ごとに改定）
-----	--

その他各種事務の取扱いについて(介護保険事業)

協議事項 (事務事業名)	現 況 比 較		調整方針(案)	備 考
	広 島 市	海 田 町		
介護保険運営協議会の開催 (介護保険事業運営委員会)	広島市介護保険運営協議会 介護保険の運営に関する諸課題について、市民や地域福祉関係者等の意見を求め、利用者の立場に立った適正かつ円滑な制度の運営に役立てる。 委員数 20名 委員報酬 11,000円 開催回数 4回程度	海田町介護保険事業運営委員会 介護保険事業計画及び老人保健事業計画の策定ならびに町の介護保険事業の円滑な推進に関することについて意見を述べる。 委員数 11人 委員報酬 6,100円 開催回数 4回程度	直ちに広島市の制度に統一	
広島市介護保険ガイドブックの作成	指定事業者や介護保険施設に関する情報を網羅したガイドブックを作成・販売し、利用者の自由な選択権を確保する。	該当事業なし	直ちに広島市の制度に統一	
介護保険広報事業	制度案内パンフレット、保険料納付書等への同封用チラシの作成 インターネットホームページ「広島市の介護保険制度」の設置 専用電話「介護保険ほっとライン」の設置	被保険者資格取得者向けしおり及び要介護認定者向けパンフレットの作成 専用電話「福祉・介護・医療総合相談窓口」の設置	直ちに広島市の制度に統一	
介護保険事務システムの開発及び運用	システムの概要 資格記録管理、受給者管理、給付実績管理、共通管理の各業務を処理(ホスト方式)	システムの概要 資格記録管理、受給者管理、給付実績管理、共通管理の各業務を処理(クライアント・サーバ方式)	直ちに広島市の制度に統一	・海田町の既存データを広島市のシステムに適合するよう変換し、広島市のシステムに統合する。
介護支援専門員育成事業	介護専門員育成のため次の事業を実施している。 介護支援専門員定例会議 介護支援専門員レベルアップ研修 ケアプラン作成基礎演習 施設サービス計画研修会 介護支援専門員資格者の研修参加	介護専門員育成のため次の事業を実施している。 地域ケア会議 ケアマネージャー活動状況連絡調整会議 地域ケア研修会 ケアカンファレンス サービス実績調整会議	直ちに広島市の制度に統一	
介護保険利用者負担減免	対象者 要介護被保険者等又はその者の世帯の主たる生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。 主たる生計維持者が死亡又は重大な障害を受け、若しくは長期間入院により、収入が著しく減少したとき。 主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止等により著しく減少したとき。 主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。 その他市長において特別の事情があると認めるとき。 * は給付率を100%、 ~ は給付率を95%とする。	対象者 震災、風災害、火災、落雷その他天災のほか、自己の意思によらない火災、盗難、詐欺、横領その他の人的災害により、被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の居住に供する家屋、家財等を滅失し、又は著しい損害を受けた世帯に属する者 前年収入額に対して、当該年の収入額が著しく減少したことにより生活が困難となったと認められる世帯に属する被保険者 * は給付率を95～97%、 は給付率を95%とする。	直ちに広島市の制度に統一	

協議事項 (事務事業名)	現 況 比 較		調整方針(案)	備 考
	広 島 市	海 田 町		
保険料減免(充 当未定特財 介 護保険特別会 計)	次のいずれかの事由に該当する場合、 第1号被保険者保険料を減免する。 保険料段階が第2段階の者で特に収 入等が低い者を対象とした生活困窮者 減免 入院や失業等により一時的に収入が 減少した者を対象とした保険料減免 ・災害減免 ・入院、失業による所得激減 ・給付制限	該当事業なし	直ちに広島 市の制度に 統一	
福祉用具貸与 利用者負担金 助成事業	制度施行の際、要介護・要支援認定を 受けており、介護保険対象の福祉用具 を利用している世帯非課税の高齢者等 について、利用者負担を3%とする。	該当事業なし	直ちに広島 市の制度に 統一	
訪問入浴介護 利用者負担金 助成事業	制度施行の際、要介護・要支援認定を 受けており、現に訪問入浴を利用してい る世帯非課税の高齢者等について、利 用者負担を3%とする。	該当事業なし	直ちに広島 市の制度に 統一	
サービス事業者 振興事業	広島市域介護サービス事業者連絡協 議会 介護サービス提供事業者管理者研修 居宅介護支援事業者研修会	該当事業なし	直ちに広島 市の制度に 統一	
ケアプラン指導 研修事業	ケアプラン指導研修チームを設置し、ケ アプラン指導研修調整会議、ケアプラン 作成区別研修会、ケアプラン作成総合 検討会を実施する。	該当事業なし	直ちに広島 市の制度に 統一	
介護相談員派 遣事業	介護サービスの提供の場に赴き、利用 者及びその家族の相談に応じる等の活 動を行う介護相談員を、介護保険施設 及び居宅サービス事業を行う事業所に 派遣することにより、利用者等の疑問や 不満、不安の解消を図るとともに、介護 サービスの質的向上を図る。	該当事業なし	直ちに広島 市の制度に 統一	
介護サービス提 供モニター事業	居宅サービスを受けている要介護者に 実態調査を実施し、介護サービス提供 にあたっての課題や利用者側のニーズ を把握するとともに、事業者の結果を フィードバックすることにより、介護サ ービスの質向上を図る。 * 当該事業は、緊急雇用対策事業とし て実施(補助率 10/10)	該当事業なし	直ちに広島 市の制度に 統一	
島しょ部介護 サービス提供支 援事業	本市市域内の島しょ部に居住するサ ービス利用者が事業者を自由に選択で きよう、当該地域外に所在するサービ ス提供事業者がサービスの提供に際し負 担した渡船利用に係る運賃等に対する 助成を行う。 ・対象地域 南区似島町及び宇品町金輪島	該当事業なし	直ちに広島 市の制度に 統一	

協議事項 (事務事業名)	現 況 比 較		調整方針(案)	備 考
	広 島 市	海 田 町		
介護保険支給 限度額超過利 用生活困窮者 負担助成事業	<p>難病や痴呆により支給限度額を超える介護サービスを利用する必要がある者のうち、特に所得が低い者について、支給限度額を超えた費用の一部を助成する。</p> <p>助成対象サービス ・訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション等 ・訪問介護に相当すると認められるサービスで居宅サービス計画に位置付けられているもの</p> <p>助成額 ・居宅要介護被保険者 支給限度額を超える費用の1/2(上限25千円) ・被保護者 支給限度額を超える費用に相当する額(上限25千円)</p>	該当事業なし	直ちに広島市の制度に統一	

その他法定事項であること等により制度内容が同一のため調整を必要としない事務事業

要介護認定等事業(介護認定審査会)
 介護保険事業計画策定事業(老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定)
 居宅介護サービス給付費支払経費
 特例居宅介護サービス給付費支払経費
 施設介護サービス給付費支払経費
 特例施設介護サービス給付費支払経費
 居宅介護福祉用具購入費支払経費
 居宅介護住宅改修費支払経費
 居宅介護サービス計画給付費支払経費
 特例居宅介護サービス計画給付費支払経費
 居宅支援サービス給付費支払経費
 特例居宅支援サービス給付費支払経費
 居宅支援福祉用具購入費支払経費
 居宅支援住宅改修費支払経費
 居宅支援サービス計画給付費支払経費
 特例居宅支援サービス計画給付費支払経費
 審査支払手数料支払経費
 高額介護サービス費支払経費
 財政安定化基金拠出金支払経費
 介護給付費準備基金
 介護給付費準備基金利子収入積立
 保険料等過誤納還付金支払経費
 保険料滞納者に係る保険給付制限
 訪問介護利用者負担金助成事業(訪問介護利用者負担額軽減対策事業)
 障害者訪問介護利用者負担助成事業
 社会福祉法人による介護保険利用者負担減免措置助成事業
 介護保険連絡協議会
 住宅改修費支給申請業務支援事業(住宅改修申請書作成事務補助)

広島市・海田町合併研究協議会協議書

協議番号 第8号

協議事項 下水道事業の取扱い

現 況				比 較			
広 島 市				海 田 町			
1 下水道使用料 (1) 使用料体系(1か月につき)				1 下水道使用料 (1) 使用料体系(1か月につき)			
区 分	料 金			区 分	料 金		
一 般 家庭汚水	基本料金	~10m ³	6 2 5 円	一 般 家庭汚水	基本料金	広島市と同じ	
	超過料金 (1 m ³ 当 たり)	11~15m ³	8 8 円		超過料金		
		16~20m ³	1 3 5 円		(1 m ³ 当 たり)		
		21~40m ³	1 9 4 円				
		41~100m ³	2 5 9 円				
101m ³ ~	2 8 7 円						
営業汚水	基本料金	~10m ³	6 2 5 円	営 業 用 汚 水	基本料金	広島市と同じ	
	超過料金 (1 m ³ 当 たり)	11~15m ³	8 8 円		超過料金		
		16~20m ³	1 4 6 円		(1 m ³ 当 たり)		
		21~40m ³	2 1 3 円				
		41~100m ³	2 7 1 円				
		101~200m ³	3 3 0 円				
		201~500m ³	3 6 9 円				
		501~1000m ³	4 0 0 円				
1001m ³ ~	4 2 8 円						
公衆浴場 汚 水	基本料金	~10m ³	6 2 5 円	公衆浴場 汚 水	基本料金	~100m ³	3,500円
	超過料金 (1 m ³ 当 たり)	11~15m ³	8 8 円		超過料金	101m ³ ~	4 6 円
		16~20m ³	1 3 5 円		(1 m ³ 当 たり)		
		21m ³ ~	3 5 円				
プール及び土木工事 等による汚水	1 m ³ につき	1 4 7 円	プール及び土木工事 等による汚水	1m ³ につき	1 5 5 円		
(消費税及び地方消費税は含まない。)				(消費税及び地方消費税は含まない。)			
2 下水道事業受益者負担金				2 下水道事業受益者負担金			
(1) 負担金単価 1 8 7 円 / m ²				(1) 負担金単価 4 6 0 円 / m ²			
(2) 徴収方法 2 0 回(年4回×5年)				(2) 徴収方法 1 0 回(年2回×5年)			
(3) 納 期 8月、10月、12月、2月				(3) 納 期 8月、2月			
(4) 前納報奨金 0.3 / 1 0 0、上限1 0 万円				(4) 前納報奨金 0.25 / 1 0 0、上限5 万円			
(5) 徴収猶予 農地6年				(5) 徴収猶予 農地1 0 年			

現 況		比 較	
広 島 市		海 田 町	
3 処理開始区域等の告示	3 処理開始区域等の告示	(1) 告示の時期 毎月20日等	(1) 告示の時期 翌年度4月1日(年1回)
(2) 告示内容	(2) 告示内容	ア 表示 町名のみ	ア 表示 町名のみ
イ 図面 都市計画オンライン上の図面	イ 図面 区画割図(1/2500)		
4 私道内排水設備布設工事費補助金	4 私道内排水設備布設工事費補助金	(1) 交付対象 私道内で排水設備の布設工事を行う者	(1) 交付対象 私道内で排水設備の布設工事を行う者
(2) 補助金の額 布設工事に要する経費として市長が認定する額の3/4の額	(2) 補助金の額 布設工事に要する経費として町長が認定する額の2/3の額		
5 水洗便所設備資金貸付金	5 水洗便所設備資金貸付金	(1) 貸付対象	(1) 貸付対象
ア くみ取り便所を水洗便所に改造する工事	ア くみ取り便所を水洗便所に改造する工事	イ し尿浄化槽の廃止工事	イ し尿浄化槽の廃止工事
ウ 5人以上のし尿浄化槽の廃止工事	ウ 3人以上のし尿浄化槽の廃止工事	(2) 貸付限度額(償還金額)	(2) 貸付限度額(償還金額)
ア 1戸につき52万円(1万円/月)	ア 1戸につき50万円(1万円/月)	イ 1基につき50万円(1万円/月)	イ 1基につき40万円(8千円/月)
ウ 1基につき250万円[認定工事の8割] (40で除して得た額/月)	ウ 1基につき250万円(5万円/月)	(3) 貸付利子 無利子	(3) 貸付利子 無利子
(4) 償還方法 貸し付けた月の翌月からの月賦償還	(4) 償還方法 貸し付けた月の翌月から50ヶ月以内の月賦償還	(5) 延滞利息 年10.22%	(5) 延滞利息 年14.6%

調整方針(案)	下水道使用料及び下水道事業受益者負担金等については、広島市の制度に統一する。
---------	--

備

考

1 下水道事業受益者負担金

合併前に海田町が決定した徴収猶予期間は、当該徴収猶予期間満了の日までとする。また、負担金の額は、海田町が決定した額とする。

2 水洗便所設備資金貸付金

合併前に海田町が決定した貸付金の償還方法等は、海田町条例の例による。

(参考)

事業概要

平成14年3月31日現在

区 分	広 島 市	海 田 町
行政区域内人口	1,128,000人	30,436人
処理区域内人口	1,014,680人	20,522人
人口普及率	90.0%	67.4%
処理能力	625,550m ³	90,200m ³
年間処理水量	147,297,575m ³	1,652,037m ³
一日平均処理水量	403,555m ³ /日	4,530m ³ /日

注) 海田町の処理能力は、広島県東部浄化センターの処理能力を示し、広島市の処理能力は、広島県東部浄化センター及び廿日市市廿日市浄化センターを含めた市域の全処理場の処理能力を示している。